

「トナーカートリッジ」案への意見

意見箇所	意見内容	対応
1 対象	トナー容器単体を対象として頂きたい。複写機の多くは、トナーボトル(トナー容器単体)の採用とリサイクルにより環境負荷の軽減を進めています。消耗部品の交換が必要となるカートリッジ製品に比べ、消耗部品の無いボトルの環境負荷が低いことは明らかと考えます。(ボトルの容器対トナーの重量比からリユース部分の比率が低等もありますが)	トナー容器については、エコマーク商品類型No.117「複写機」において取扱いを明確にしており、本商品類型の対象としては採り上げないこととしました。
2 定義	「現像ユニット」「ドラム」「トナー容器」の定義を追加頂きたい。基準の随所にこの言葉が出てきますが、一般消費者にとってわかりにくい内容となっています。	意見を参考に修正しました。
3 定義	再使用・マテリアルリサイクル率に高炉還元などを認めるべきである。	エコマーク事業全体の現時点での考え方として、高炉還元をマテリアルリサイクルに含めていません。したがって、原案のとおりとします。ただし、数値については見直しを行いました。
4 4-1-1.(3)、(4)	有害物質の有害性評価、紙粉の健康影響などについて	化学物質の取り扱いについては、「類型・基準制定委員会に関するガイドライン」に則り、公式に有害性が認められ、国際機関、国、関係業界の自主規制などの規制がとられている物質を基準項目としています。
5 4-1-1.(6)	「f. 製品添付の取扱説明書に分解の危険性に関する説明を記載しなければならない。」を追加して頂きたい。一般消費者が分解する事が可能となり、トナーの飛散や吸引による事故を防止するため必須と考えます。	トナーカートリッジの分解の容易性に関する基準項目は、使用済トナーカートリッジの回収後に事業者がリサイクルをすることを想定したものです。一般消費者が分解可能となることとイコールではなく、基準としては不要であると判断し、原案のとおりとしました。
6 4-1-1.(7)	リサイクル率を75%から50%に修正するべきです。一社を除き、60%程度が実績値であるという報告が各社から出された。この算出においては、処理内容の細かい精査を行った結果のぎりぎりの値である。製品回収量などから実績値は年毎にばらつくため、今後数年間に渡り現状をベースとして60%を保証することは困難である。また、商品ごとに算出するのは困難であることから、会社のシステム全体として共通の数字を提示することになるため、仮に年間ベースで算出して60%を割り込むと、その年のカートリッジ商品が全てエコマークを取得できないことになってしまう。	意見を参考に修正し、解説に考え方を説明しました。
7 4-1-1.(7)、(8)	「回収した部品」→「回収したトナーカートリッジ部品」理由:この算出においては包装材料は対象としないことを明確にするため、トナーカートリッジ部品と明記する。	意見に基づき修正しました。
8 4-1-1.(9)	「取扱説明書または包装カートリッジ商品の包装、同梱される印刷物、または本体商品の取扱説明書のいずれかに、次のa.～g.の項目を利用者が見やすいように記載していること。」理由:l 商品名、社名などはいずれにも記載できるが、装填方法は包装に、回収のための連絡先は同梱する印刷物に、あるいはアフターサービスやメーカーの相談窓口の連絡先などは本体商品にも共通に必要な情報のため、本体商品の取扱説明書に記載するなど、使われ方に応じた記載をしているため、これらのいずれかに記載することとしていただきたい。	意見に基づき修正しました。
9 4-1-1.(11).b	OEM生産品について、基準に要求する「申込者名」表示を「商品販売社名」表示に変えられるか。申込者名表示は、OEMビジネスの観点および顧客の混乱回避の観点から不相当と考えます。	OEM製品は、OEM先の事業者が取り扱うものとして、原案のとおりとしました。
10	Ames試験はOECDGLに則って行わなければならないのか？	証明方法では化審法としており、解説ではOECDに準じているため、誤解のないよう修正しました。

「トナーカートリッジ」案への意見

意見箇所	意見内容	対応
11 4-1-2.(21)	<p>次の事項を追加頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トナーカートリッジとMSDSの関係を明らかにすること</li> <li>・消費者等の求めに応じ情報を開示すること</li> </ul> <p>製品「A」は、MSDSが「B」のトナーを充填したという表明が必要です。過去の経験では、これが入手出来ずトレーサビリティ面で困った経験があります。</p>	意見を参考に修正しました。
12 4-2.(27)	<p>「①白黒トナーカートリッジの場合 測定方法: ISO/IEC 19752:2004に準拠 測定によって得られた印刷処理能力 / 同型の新品のモデルの印刷処理能力 <math>\geq</math> 0.9</p> <p>②カラートナーカートリッジの場合」を追加 理由:・測定方法に国際規格が存在するものは、国際規格を採用すべきである。 (ISO/IEC 19752:2004は2004-6-16に正式発行済み)</p>	現時点で品質に関する基準を設定することが困難と判断され、原案のとおりとしました。
13 3R設計	複写機基準におけるTC/トナー容器と整合を図るべきである(無理に合わせる必要ないとの意見もあげられた)。	必要性に応じて個別に検討し、必要と判断されたものは追加しました。
14 その他	・「トナーカートリッジ」基準作成後に検討された、「複写機Version2」にて要求されるトナーカートリッジへの要求で、「トナーカートリッジ」にも共通して採用可能な基準は、追加検討をお願いしたい。「複写機Version2」の消耗品に要求される基準との相違点を別紙1に記載する。	同上
15 その他	・「トナーカートリッジ」基準と「複写機Version2」の基準では共通項目が多く存在する。共通のトナーカートリッジを使用し、本体と同時申請する場合などに備えて、チェックリストや申請書類の一部を共通フォーマット化するなど、申請書類の最大限の簡略化をご検討いただきたい。	意見を参考に修正しました。
16 その他 商品区分	TCはブランド名(商品名)がなく、型式で販売している。1申込の範囲が不明確となるため、商品区分を見直すべき。	意見を参考に修正しました。
17 その他 マーク表示	再生品のエコマーク表示上の注意を追加頂きたい。再生品は、新品のマークを隠す様にするのか、並列に表示して構わないかを明記頂きたい。 私見としては、マークの一義性から隠すように表示することが適切と考えます。	意見を参考に説明を追加しました。

意見者数 6名  
意見総数 17件

## 「トナーカートリッジ」案への意見

### 【算出方法案】

マテリアルリサイクル率  
( B + C ) / A

再資源化率  
( B + C + D ) / A

- A : 使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程へ投入された製品質量  
B : 再使用された部品の質量  
C : マテリアルリサイクルされた質量  
D : 再資源化された質量 ( BおよびCは除く )

#### 証明方法

- A : 各地域のリサイクル拠点の責任者による証明書  
B : 各地域のリサイクル拠点の責任者による証明書  
C : 自社でのマテリアルリサイクルの場合 拠点責任者による証明書  
業者によるマテリアルリサイクルの場合 申請者が委託した業者による証明書  
D : 自社での再資源化の場合 拠点責任者による証明書  
業者による処理の場合 申請者が委託した業者による証明書

\*質量は直近の年間データとする。1年間の実績がない場合、その期間の実績を提出  
回収された製品のうち、自社の製品を対象として算出

### 意見12 ISO19752

Information technology -- Method for the determination of toner cartridge yield for monochromatic electrophotographic printers and multi-function devices that may contain printer components

情報技術 - 単色電子写真プリンタ及びプリンタコンポーネントをもつことのある多機能装置のためのトナーカートリッジ収量の測定のための方法

- ・ 現行のトナーカートリッジの印刷処理枚数の表示は、各社の測定条件が統一されておらず、実際の処理能力との間に各社の製品間での違いがあった。ISO19752はこのような問題に対して、測定条件の統一、誤差を最小限に抑えるための統計学的な処理をもとに規定された国際規格の測定方法であり、絶対値での他社との比較なども可能となるなど、消費者へのメリットも大きい。
- ・ また公開案の計算式は、サンプル数が1であり、特に個体差が大きい再生トナーカートリッジでは測定に大きなばらつきが生じる。ISO/IEC 19752では、サンプル数を9とするものの、自社の製品のみでの測定であり、個々のばらつきを勘案した上での絶対値が得られることで、他社のトナーカートリッジ、同型の新品トナーカートリッジとの相対比較が可能となる。
- ・ 解説で触れられたコストに関しては、申請者が新品トナーカートリッジや他社のトナーカートリッジを購入しての測定は必要なく、自社製品のみでの測定が可能で、コスト負担は大きくならない。
- ・ 新品のトナーカートリッジについては、今後業界として国際規格に準じた処理能力表示に順次変更する予定である。本基準施行の2005年1月時点で全ての新品トナーカートリッジがISO19752に準じた表示にすることは困難であり、新品メーカーが表示しなければ再生メーカーの比較も困難なことから、新品メーカーが対応できたものから順次適用するなど新表示法への業界対応のための移行措置は必要と考える。
- ・ カラートナーカートリッジについては、現在国際規格の作成途中であるため、現時点では上記の計算式で運用せざるを得ない。国際規格が成立した段階で迅速に採用をお願いしたい。

別紙 1

トナーカートリッジの基準項目 No.				
↓ ↓ 複写機 Version2(公開案)の基準項目 No.				
No	No	項目	提案	理由
(19)	(12)	トナー その他の危険物質	・ R68 (不可逆的な危害の可能性がある) 追加	アジアコア基準検討時と BA 改訂のタイミングの差があるが、引用した BA 基準の最新版に合わせて TC へも追加したらどうか。
-	(15)	消耗品の 3R 設計チェックリスト	トナーカートリッジまたはトナー容器は別表 4 の「消耗品の 3R 設計」に適合すること。追加	設計に関する項目だが、再生カートリッジでは交換した部品のみを対象として追加したい。
-	(19)	表示	トナーカートリッジは「事務機械製品の安全確保のための表示実施要領」に基づいた表示をした製品を使用すること。	トナーの人体への安全性に関する項目であるため、TC 基準へも必須で追加したい。
-	(20)	製品添付書類	b. 無理に開けてはならないこと。 c. 不適切な取り扱いの結果トナーダストが漏れ出した場合には、ダストの吸入および皮膚接触を避けるべきこと。 d. トナーが服や手についた場合および万一目や口などに入った場合の処置。 e. 子供の手が届かない場所に保管するべきこと、および誤って子供がトナーを飲んでしまった場合の処置。 追加 詳細記述は複写機基準に合わせる	
-	(22)	密封性	トナーカートリッジまたはトナー容器は、貯蔵あるいは取り扱い時にトナーが漏れ出すことがないように、密封されていること。追加	
(3) (4)	(23) (25)	ダスト スチレン	2004 年以降の BAM、または現行エコマーク/2003 年以前の BAM の併用。 条件追加	この形では、カートリッジ基準の申請時に、BAM-2004 の測定結果を活用できない。 エミッションは今後 BAM を追従していく方向なら、BAM-2004 も引用しておくよう TC 基準にも追加しておくべき。
-	(42)	製品添付書類	使用後の OPC キット/感光体ドラムおよびトナー容器等 (トナーカートリッジを含む) の回収、再使用、マテリアルリサイクル、再資源化または廃棄物処理情報 追加	再生カートリッジで省略する理由がないため、追加したい。
-	(46)	法冷遵守	製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などへの違反が過去 5 年間無いこと。追加	5 年間という点が複写機基準との差異だが、整合を図りたい。